

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	9	介護保険	中条町担当	町民福祉課	介護保険係	担当者名
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	5	要介護等認定申請	黒川村担当	住民課	介護保険係	担当者名

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
申請受付及び資格者証発行	<ul style="list-style-type: none"> 申請により交付する資格者証は、申請登録をすると自動的にプリントアウトされる介護保険資格者証(暫定被保険者証)を利用。窓口に来られた方に対しては、その場で登録処理をし被保険者証と交換する。それ以外のものは、訪問調査票に添付し調査に行った際に被保険者証と交換してきてもらう。 更新申請者への周知は、期間満了日の前々月月末に更新勧奨通知(封書)を本人宛に郵送。施設入所者は、施設へ申請書と共に郵送。 申請受付による認定審査会への入力(送信)は、事務担当が行う。 参考：15年4～12月の申請者(県への実績報告の値) - 786件 	<ul style="list-style-type: none"> 申請により交付する資格者証は、旧被保険者証を利用。被保険者証に資格者証として通用する旨、また有効期間を付記するゴム印を押印し、そのコピーを申請書に添付。旧被保険者証(資格者証)は返送。 更新申請者への周知は、期間満了日の約70日前に申請書を同封した通知書(封書)を郵送。または、担当するケアマネージャーへ手渡し。 (同左) 参考：15年4～12月の申請者(県への実績報告の値) - 243件 	合併時に中条町の例により統一する。	
訪問調査	<ul style="list-style-type: none"> 町内在住の被保険者は、主に3事業者に委託。 (中条地区 中条町社会福祉協議会、乙地区 中条愛広苑、築地地区 マチュアハウス中条) 施設入所者は、施設と認定調査委託契約を締結して調査を行ってらっている。また、県外在住者は、その地域の居宅介護支援事業者等と委託契約を締結し調査を行ってらっている。 平成15年度から保健師が訪問調査を行う。(全体の3割強)主に在宅の新規と区分変更の被保険者について調査を行ってらっている。また、施設入所者(町内の3施設)についても3～4回に1回の割合で保健師が調査を行っている。 訪問調査の振り分けは、介護保険係で行い、新規及び区分変更申請を保健師に依頼している。あとは、3事業者の負担をバランスよく軽減できるように振り分けている。 訪問調査委託料(1件あたり・税込み) 在宅 3,000円 施設 2,000円 毎月7日前後に届いたものまでを前月分の請求として支払を行っている。支払日は、毎月25日(閉庁日の場合は後開庁日)。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規(在宅・施設)及び、区分変更申請については、保健師が調査を行っている。 在宅における更新申請については、月に5件を黒川居宅介護支援事業所に委託し、その他は保健師2名(うち、1名は臨時(賃金)雇用保健師)で調査を行っている。 施設入所者における更新申請については、施設と認定調査委託契約を締結し、調査いただくが、概ね3～4回に1回の割合で、保健師が調査を行っている。 訪問調査(更新申請)の振り分けは、調査担当の保健師をはじめとしたケアカンファレンス(サービス担当者会議)において調整を行い、事前に振り分けている。 訪問調査委託料(1件あたり・税込み) (同左) 毎月10日前後に届いたものまでを前月分の請求として支払を行っている。支払日は、毎月末日(閉庁日の場合は前開庁日)。 	<p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後、3年以内に統一する。</p>	

現 況		調 整 方 針	備 考	
記載事項	中 条 町			黒 川 村
主治医意見書	<ul style="list-style-type: none"> 郵送にて医療機関へ送付。請求書及び返信用封筒を同封。 作成料の支払は、毎月7日前後に届いたものまでを前月分の請求として支払を行っている。支払日は、毎月25日(閉庁日の場合は後開庁日)。 主治医意見書作成料(手数料、1件あたり・税別) <ul style="list-style-type: none"> 在宅新規 5,000円 在宅継続 4,000円 施設新規 4,000円 施設継続 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 郵送にて医療機関へ送付。請求書及び返信用封筒を同封。また、依頼書に申請区分(新規、更新申請など)を記載。 作成料の支払は、毎月10日前後に届いたものまでを前月分の請求として支払を行っている。支払日は、毎月末日(閉庁日の場合は前開庁日)。 主治医意見書作成料(手数料、1件あたり・税別) <ul style="list-style-type: none"> (同左) 	合併時に中条町の例により統一する。	
一次判定	<ul style="list-style-type: none"> 意見書及び調査票が揃った段階で一次判定を行う。その後内容確認のうえ、認定審査会へ送信する。 	(同左)	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
認定審査会 (二次判定)	新発田地域広域事務組合にて共同設置 15年度負担金 6,174千円	(同左) 15年度負担金 1,476千円		
結果通知	<ul style="list-style-type: none"> 二次判定の結果を受けて、事務担当者が判定結果事務処理を行う。 認定結果通知書に認定内容の記載された新被保険者証を同封。 施設入所者へは、施設へ郵送。 	(同左)		
関係法令等	介護保険法	介護保険法		

財政への影響額				単位：千円
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
中条町	16,765	16,765	0	
黒川村	4,710	4,710	0	
計	21,475	21,475	0	
備考 平成15年度当初予算ベース				